

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月

申立期間については、私が経営していた会社を法人から個人経営に切替えを行ったため、平成 16 年 1 月頃に A 社会保険事務所（当時）に行き国民年金への再加入手続をして、国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人が経営していた会社を法人から個人経営に切替えを行ったため、平成 16 年 1 月頃に A 社会保険事務所において国民年金への再加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行ったとしている。このことについて、申立人の平成 16 年分の所得税の確定申告書の「社会保険料控除」欄には国民年金として 34 万 5,800 円の金額が記載されており、この保険料額は 15 年 12 月から 16 年 12 月までの 13 か月分の国民年金保険料の夫婦二人分に相当すること、及び当該確定申告書を作成した会計事務所は「領収証を見て計上した。」と供述していることから、当該「社会保険料控除」額は申立期間に係る保険料額と推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年8月から41年3月まで

昭和39年8月に会社を退職した時、一人でA町役場において国民年金加入手続を行った。前職で総務を担当していたので、年金の知識があり、保険料は継続して納付することが大切なのだと常に意識しながら納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行って以降、国民年金保険料を継続して納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述のとおり、昭和39年8月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、オンライン記録では、申立人の資格取得年月日が「昭和39年8月21日」となっているところ、B市（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿では「昭和39年9月1日」、申立人が所持する年金手帳（41年4月1日発行が2冊）では、それぞれ「昭和39年9月1日」及び「昭和41年3月21日」、D市（現在は、C市）及びE市の国民年金被保険者名簿では「昭和41年3月21日」となっており、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立期間を除くほかの期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が、20か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで
③ 昭和45年7月から47年3月まで
④ 昭和47年7月から49年3月まで
⑤ 昭和49年7月から51年3月まで
⑥ 昭和53年4月から55年3月まで
⑦ 昭和60年4月から平成6年9月まで

申立期間①から⑤までについては、最初の頃は集金で納付し、いつ頃か分からないが集金が来なくなつてからは金融機関で納付したと思う。申立期間⑥については、A区役所で免除手続を電話でもらった覚えがあり、前後の期間が免除されているのに、この期間だけ免除となっていないことに納得できない。申立期間⑦については、昭和59年10月にA区からB市へ転居してからの期間で、国民健康保険の手続はしたが、国民年金の加入手続のことや免除申請等の説明はB市役所から一切無く、国民年金の手続をしなくても引き続きB市役所が国民年金保険料を免除してくれていると思っていた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、集金又は金融機関で納付したと思うと申述しているところ、申立人の申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が、3か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①、③、④及び⑤について、申立人は、申立期間②と同様に集金又は金融機関で納付したと思うと申述している。しかしながら、申立人は、国民年金に加入してからの具体的な納付に関する記憶が明確でないことから、納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 39 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、36 年 4 月から 37 年 6 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、37 年 7 月から 39 年 3 月までは、遡って納付する期間であるが、申立人から遡って納付したとする申述は無い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①、③、④及び⑤は、合計で 123 か月に及んでおり、これだけ長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間⑥について、申立人は、A 区役所で免除手続を電話でもらった覚えがあるとしている。しかしながら、制度上、免除申請手続は毎年行う必要があるとされており、A 区役所によると「免除については所得や家族状況等も調べる必要があり、電話だけで免除されることは考えられない。」としており、申立人の申述は当時の取扱いと一致しない。

また、申立人が申立期間⑥について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 申立期間⑦について、申立人は、B 市へ転居し B 市役所で国民健康保険の手続はしたが、国民年金の加入手続のことや免除申請等の説明は B 市役所から一切無く、国民年金の手続をしなくても引き続き B 市役所が国民年金保険料を免除してくれていると思っていたとしている。しかしながら、国民年金保険料が免除されるためには、申立期間⑥と同様に、制度上、B 市役所で免除申請手続をする必要があり、免除手続しなかった申立期間⑦について免除されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間⑦について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認

を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から同年 5 月まで

申立期間当時、私は二人の幼児がいたので国民健康保険に加入したかったが、A 市役所 B 区役所では国民年金に同時に加入しなければ、国民健康保険の加入申請を受け付けてもらえなかった。

私は、数か月後には再就職するつもりであったが、無職が続いた場合を考えて国民年金保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 2 月頃に会社を退職した後、A 市役所 B 区役所で国民年金の加入手続をして保険料を納付したとしている。このことについて、当時、申立人は二人の幼児がいたので国民健康保険に加入したかったが、区役所では国民年金に同時に加入しなければ、国民健康保険の加入申請を受け付けてもらえなかったので、国民健康保険と国民年金に同時に加入したとしており、国民年金の加入状況に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 57 年 6 月頃に払い出されたものと推認され、また、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、57 年 3 月 21 日に国民年金の資格取得をして同年 6 月 17 日に資格を喪失していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することは可能である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとするその妻の申立期間の保険料は納付済みであり、申立人が 3 か月と短期間である申立期

間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を納付するのは当たり前のことと考えて、真面目に保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付するのは当たり前のことと考えて、真面目に保険料を納付してきたとしているところ、申立人は、厚生年金保険の資格喪失をした昭和 56 年 8 月から国民年金に任意加入して、付加保険料も納付している上、申立期間を除く期間の保険料は全て納付済みであり、申立人の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 56 年 8 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第三号被保険者となるまでの間は資格喪失をした形跡が見当たらないことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が 21 か月と比較的短期間である申立期間の付加保険料を含む保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた A 市の国民年金被保険者名簿検認記録には、昭和 58 年度の保険料納付記録の記載が無いが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）では当該年度の保険料は納付済みとなっており、行政側の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付は父が行ってくれた。既に父は亡くなっているため加入当時の状況は確認できないが、父は保険料納付や納税については国民の義務だからと厳しい人だったので保険料を納付していないことはないはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 62 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間の保険料は遡って納付することが可能であり、その父が 16 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、A 市では当時、国民年金の加入手続をした人に対し未納期間がある場合は納付勧奨をしており、手書きの過年度納付書を交付することができたとしていることから、申立人の父が遡って保険料を納付していた可能性を否定することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
② 平成 7 年 8 月 1 日から同年 10 月 16 日まで

ねんきん定期便によると、A 株式会社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていたところ、事業所が適用事業所でなくなった後の平成 5 年 3 月 1 日付けで 32 万円に引き下げられているので、訂正前の記録に戻してほしい。

また、株式会社 B に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は、44 万円と記録されているが、実際の給与額は 59 万円であったので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人の申立期間①に係る A 株式会社における標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 11 月 21 日）以後の 5 年 3 月 1 日付けで、申立人を含む多数の被保険者の標準報酬月額が遡って訂正されており、申立人については、標準報酬月額が 4 年 7 月まで遡って、32 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A 株式会社は商業登記簿謄本から、平成 4 年 12 月 * 日に破産宣告を受けていることが確認できるほか、事業主及び同僚から、申立期間頃は経営的に厳しい状況であり資金繰りに苦勞していた旨の供述があったことから、同社に係る滞納処分票等は保管されていないものの、厚

生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の同僚は「申立人は一般の従業員であった。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、4年7月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録から、株式会社Bにおける申立期間②に係る申立人の標準報酬月額は44万円であり従前の標準報酬月額59万円より低くなっており、複数の同僚の標準報酬月額も従前の標準報酬月額より低くなっていることが確認できるが、オンライン記録において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、商業登記簿謄本によれば、株式会社Bは平成7年10月*日に解散しており、給与台帳等の資料は無く、事業主からも回答が得られず、申立人の申立期間②に係る申立人の主張する厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、同僚の一人は「貸し倒れ、未収が相次ぎ経営不振であった。」と供述し、申立期間頃当該事業所の社会保険事務を行っていた社会保険労務士は、「資料は残っていないが、申立期間②の頃は経営状態が悪化しており、給与額を下げ、報酬月額変更の届出を行ったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 20 日から 41 年 9 月 1 日まで

昭和 37 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで勤めた A 株式会社及び 40 年 7 月 20 日から 41 年 9 月 1 日まで勤めた B 株式会社での厚生年金保険料が 42 年 4 月 3 日に脱退手当金として支給されたこととなっているが、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金の支給決定日（昭和 42 年 4 月 3 日）の約 2 か月前（42 年 2 月 18 日）までの被保険者期間及び申立期間②より前の被保険者期間並びに申立期間①より前の被保険者期間についてその計算の基礎とされておらず未請求となっており、当該各厚生年金保険被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

また、申立期間①及び②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更されておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は支給決定日の約 7 か月前の昭和 41 年 8 月 * 日に婚姻、改姓している上、当該支給決定日の 2 か月前まで勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では新たな姓となっており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間②に係る事業所での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たないこと、及び当該事業所で申立期間②及びその前後の期間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格

のある者の中で、事業所から脱退手当金の説明を受けたとする者がいないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から同年5月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。昭和44年4月1日に関連会社に出向したが、給与は継続してA株式会社から支給されていた。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における職員カード、雇用保険の被保険者記録及び元同僚の供述から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和44年5月1日にA株式会社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、A株式会社B支店における申立人の昭和44年3月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかの確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成元年11月から2年3月までは24万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは32万円、3年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年9月までは50万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは36万円、同年11月から8年9月までは50万円、同年10月から9年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から9年11月28日まで

平成元年9月1日から9年11月27日までの間、株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は当時の給与支給額と相違した記録となっているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年11月から2年3月までは24万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは32万円、3年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年9月までは50万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは36万円、同年11月から8年9月までは50万円、同年10月から9年10月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年11月28日と同日

付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、申立期間における標準報酬月額は、9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚から、「申立人は、営業担当の役員であり、Bの売買を担当していた。経理事務に関しては事業主と経理事務担当の社員が行っていたので、申立人は経理事務には関与していなかった。事業所は、平成9年当時、業績が悪化していたので、退職時の給与は支給されなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、平成元年11月から2年3月までは24万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは32万円、3年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年9月までは50万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは36万円、同年11月から8年9月までは50万円、同年10月から9年10月までは59万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成7年12月4日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年4月30日から同年12月4日まで
株式会社Aに平成7年4月30日以降も勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月30日になってしまっているため、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立期間において申立人が株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月26日以降に、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月30日とする処理（7年12月4日付け）が遡って行われていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿の履歴事項全部証明書から、当該事業所が法人であったことが確認でき、かつ、申立期間において適用事業所の要件を満たしていたことが確認できることから、当該事業所が適用事業所でなくなった処理及び申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を遡って行う処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日を平成7年12月4日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の当該事業所における平成7年3月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
A 株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 62 年 8 月から平成 3 年 9 月までの期間が 15 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までの期間が 30 万円となっているが、当時の給与は 50 万円前後であった。当時の給与にあわせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は、62 年 10 月 1 日の定時決定において 47 万円と記録されていたところ、63 年 5 月 2 日付けで取り消され、62 年 8 月 1 日に遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主の標準報酬月額の記録についても、申立人と同様に、昭和 63 年 5 月 2 日に減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の監査役は、「申立人は営業担当の役員であった。申立人の申立期間当時、申立人及び事業主の標準報酬月額が減額しているのは、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所と相談して減額したと思う」と供述している。

これらを総合的に判断すると、昭和 63 年 5 月 2 日付けで行われた遡及

訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人について 62 年 8 月 1 日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の 62 年 8 月から 63 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は 63 年 10 月から平成 3 年 9 月までが 15 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までが 30 万円と記録されているが、遡及して訂正した形跡等は見当たらない。

また、当該事業所は、当時の賃金台帳等の関係書類を保存しておらず、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を持っていないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、上記期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は32万1,000円、17年7月11日は27万円、19年12月10日は25万円、20年12月10日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年7月11日
③ 平成19年12月10日
④ 平成20年12月10日

有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を被保険者記録に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間の賞与支払明細書によると、申立人に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年12月10日は32万1,000円、17年7月11日は27万円、19年12

月 10 日は 25 万円、20 年 12 月 10 日は 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B 基金は、「申立人の申立期間に係る賞与支払届は、当該事業所から提出されていない。また、当該事業所の加入員に係る賞与支払届は、これまでに一度も提出されていない」と供述している。

さらに、申立期間に係る被保険者全員のオンライン記録に賞与記録が無いことから、当該事業主が、社会保険事務所（当時）に申立期間に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所が申立人を含む被保険者全員について、これを記録しないことは考え難いことから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの期間の標準報酬月額を年金事務所に照会したところ、標準報酬月額が給与から控除されている金額と大きく相違していた。
調査の上、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録から、当初 28 万円と記録されていたところ、20 年 4 月 11 日付けで、申立人を含む 29 人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の 19 年 9 月から 20 年 3 月までの標準報酬月額は 13 万 4,000 円に減額訂正され、同年 8 月まで継続していることが確認できる。

また、株式会社Aの滞納処分票から、平成 20 年 10 月当時当該事業所において、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、事業主は、「財務全般事項は財務最高責任者の常務取締役、総務・経理担当者、社労士及び会計士等に任せていたため、詳細については不明」としている。

これらを総合的に判断すると、平成 20 年 4 月 11 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA施設に係る被保険者記録は、資格喪失日が平成6年3月31日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同施設における資格喪失日の記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

年金記録を確認したところ、A施設に平成6年3月31日まで勤務し同年4月1日に系列施設のB施設（現在は、C施設）に異動したにもかかわらず、A施設における資格喪失が同年3月31日となっていることが分かった。事業所からは年金事務所に資格喪失年月日訂正届が提出されている。被保険者記録から欠落している申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA施設に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出に基づき既に平成6年3月31日から同年4月1日に資格喪失日の記録が訂正されていることが確認できるものの、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、事業主は、「当時の関係資料は保管されていないが、申

立人は、当施設に平成6年3月31日まで勤務し、同年4月1日付けで系列施設への異動であったので勤務は継続している。資格喪失届及び資格取得届は空白無く行っているはずであるが、当時の担当者が届出を誤ったものと思われる。したがって、厚生年金保険料は通常どおり控除していた。」と回答している。

加えて、雇用保険被保険者記録から、申立人の申立期間の継続勤務が確認できる上、オンライン記録からは、申立人と同様系列施設へ異動した3人の同僚には異動時の厚生年金保険被保険者記録に空白期間は確認できない。

以上のことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A施設における平成6年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に資格喪失に係る届出を誤ったとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、資格喪失年月日の訂正の届出を行い、保険料の納付を行っていないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 10 日から 42 年 9 月 17 日まで
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで

60 歳になったときに脱退手当金の支給記録があることを知ったが、自分は脱退手当金というものを受給した記憶が無かったので、社会保険労務士に調べてもらったところ、やはり脱退しているとの説明を受け、そのときはあきらめざるを得なかった。今回、日本年金機構から通知があり、再調査を依頼できるとのことだったので申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、間もなくして国民年金に加入した以降も厚生年金保険又は国民年金に加入しており、昭和 46 年 11 月及び同年 12 月を除いて未納期間は無く、年金を継続する意思がうかがえる。

さらに、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A株式会社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から40年2月1日まで
平成16年頃、社会保険事務所（当時）に脱退手当金を受け取っていないと相談に行ったが、聞き入れてもらえなかった。今回、日本年金機構から「確認はがき」が届いたのをきっかけに、第三者委員会に申立てをする決心をした。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を請求する場合、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より後に勤務した事業所に係る期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている上、当該両事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金支給決定当時、同一の記号番号で管理されていることが確認できる。

また、A株式会社（現在は、B株式会社）におけるオンライン記録から、昭和38年10月から41年7月までの間に厚生年金保険の資格を喪失した同僚は申立人を除き15人確認できるところ、そのうちの一人について脱退手当金が支給されていることが確認できることを踏まえると、当該事業所において代理請求がなされていたものとは考え難い。

さらに申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のままであり、氏名変更がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和40年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人

が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年10月30日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成5年1月1日以降の標準報酬月額が、同年11月5日に遡って引き下げられている。これは事実と異なるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は平成5年10月30日に適用事業所に該当しなくなっているところ、オンライン記録から、申立人の申立期間の標準報酬月額は同日以降の同年11月5日付けで、53万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、事業主は、申立人の申立期間の給与額は少なくとも50万円で、大幅に減額をしたことはなく、オンライン記録が9万8,000円となっているのは誤りである旨供述している上、申立人が保管していた給与明細書から給与総額及び厚生年金保険料の控除額が確認できることから、申立期間の給与額に随時改定に該当するような変動があったとは認め難い。

また、事業主及び同僚は、申立期間当時、A株式会社は経営不振であった旨を回答している。

なお、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できたが、事業主及び同僚から、申立人は役員ではあったが営業職であり、総務、人事、社会保険関係業務には一切関与していなかった旨の回答が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につ

いて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和44年3月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
学校を卒業した昭和 44 年 3 月から A 所に勤務したにもかかわらず、現在の年金事務所の記録では同年 4 月 1 日に資格取得したことになっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 所に係る資格取得日の記録については、平成 22 年 4 月 8 日付けで、当委員会の決定に基づき、昭和 45 年 3 月 20 日から 44 年 4 月 1 日に訂正されている。

一方、申立人は、「学校卒業後の昭和 44 年 3 月からアルバイトとして勤務していた。給与は時給制で受け取った。」と供述しており、その供述は、同僚の供述とも一致している。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の記号番号は、当初、昭和 44 年 4 月 1 日に申立事業所における資格を取得した際に新たに払い出されていたが、45 年 4 月 28 日付けで、資格取得日を 44 年 3 月 20 日に訂正していることが確認できるが、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、45 年 4 月 28 日付けで、44 年 4 月 1 日に資格を取得した記録が二重線で取り消され、資格取得日を 45 年 3 月 20 日に訂正されていることが確認できる。

これらのことについて、B 年金事務所は、「健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格取得日を昭和 44 年 3 月 20 日に訂正すべきところ、

誤って45年3月20日と記入したものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における資格取得日の記録から、昭和44年3月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 10 日から 40 年 4 月 1 日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、申立事業所を退職するときには脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直後に申立事業所と同一の事業所において再取得した被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 42 年 2 月 17 日に支給決定されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 4 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金の記録では、昭和36年3月31日にA株式会社で資格を喪失し、同年4月1日に同社のB工場で資格取得となっており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務しており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに事業主の証言から、申立人は、申立期間にA株式会社に継続して勤務し（昭和36年4月1日に同社本社から同社のB工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで
昭和41年9月30日までA株式会社B工場に勤務し、同年10月1日付けでグループ企業のC株式会社（現在は、D株式会社）に異動したが、同年9月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の社員名簿、D株式会社提出の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めてA株式会社B工場及びC株式会社に継続して勤務し（昭和41年10月1日に、A株式会社B工場からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年3月31日まで
A株式会社に勤務していた期間のうち、平成3年8月1日から5年3月31日までの標準報酬月額が53万円から8万円に訂正されているが、訂正前の標準報酬月額が正しいので元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成5年3月31日より後の同年7月26日付けで、3年8月1日に遡及して訂正され、8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A株式会社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時及び当該訂正当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A株式会社の取締役であった二人の同僚は、申立人は社会保険関係事務には関与しておらず、遡及して記録訂正処理されたことについては知らないと思うと供述している。

また、A株式会社における申立期間当時の社会保険関係事務の担当者は、「遡及訂正の届出は事業主が行ったのではないか。訂正処理については事業主以外知らないと思う。」と供述しており、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額

に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年3月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年6月30日から7年3月16日まで

私は平成6年5月16日にA株式会社に入社し、その後会社都合により系列会社のB株式会社に移籍した。申立期間についてはA株式会社の厚生年金保険被保険者期間であり、空白期間があるのはあり得ない。給与明細は無いが、毎月同じ金額の給与が振り込まれている預金通帳を提出するので、よく調べて、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の被保険者記録から、A株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した預金通帳の写し及び事業主回答から、申立期間において、事業主より給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

一方、オンライン記録から、申立人について、平成8年8月26日付けで、当初記録されていた6年10月1日の標準報酬月額の定時決定を取り消し、併せて、同年6月30日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失させる処理を行っていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年8月26日付けで行われた資格

喪失処理は事実在即したものととは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該喪失処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失日について有効な喪失処理があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、異動先のB株式会社における資格取得日である7年3月16日と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当初のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

埼玉国民年金 事案 4261 (事案 3959 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 63 年 3 月まで

申立期間については、私が 20 歳になった昭和 55 年*月頃、母が A 町役場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち学生であった 55 年 11 月から 58 年 3 月までは母が保険料を納付し、大学を卒業した 58 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の保険料は私が納付していた。再申立てに当たり実家の金庫の裏から母が書いた昭和 55 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料の納付をメモした紙が見つかったことから再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 6 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 55 年 11 月から 61 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間となるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている上、オンラインの氏名検索等により調査をしたが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の保険料納付を示す証拠として新たに申立期間のうち昭和 55 年 11 月から 58 年 3 月までの期間について、その母が書いたとする国民年金保険料のメモを提出したが、当該メモを書いたとするその母から当該メモの作成目的や時期などについて具体的な申述を得

ることができず、その母は当該メモを作成したこと自体を記憶していないことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、当委員会は、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）のA町役場の払出分について、申立人が20歳になった昭和55年*月から紙台帳の終了まで閲覧したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が発行された形跡は確認できなかった。

さらに、申立人は、大学在学中はB市及びC市に居住したとしており、C市については住所の移動があったことがA町保管の住民票の除票から確認できたことから、国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）のB市及びC市の払出分について、申立人が20歳になった昭和55年*月を含む前後の期間について閲覧したが、両市共に申立人に国民年金手帳記号番号が発行された形跡は確認できなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から同年11月までの期間及び4年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から同年11月まで
② 平成4年7月から同年9月まで

申立期間①及び②について、私は平成5年7月1日にA市役所B支所（現在は、C市役所D事務所）で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金の被保険者資格の取得日と喪失日を国民年金手帳に記載してもらった。国民年金保険料の納付場所や、納付金額等の明確な記憶は無いが、私の取引銀行や、A市役所で納付した。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成5年7月1日にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付場所や、納付金額等の明確な記憶は無いが、申立人の取引銀行や、A市役所で納付したとしている。しかしながら、申立人は遡って納付した国民年金保険料の納付場所及び納付金額等の記憶が明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には初めて被保険者となった日として「平成5年7月1日」の日付が記載されており、それ以前の期間である申立期間①及び②はオンライン記録によると未加入期間であり、納付できない期間である。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金の資格の取得日及び喪失日は平成9年3月18日に追加訂正されたものであり、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 59 年 6 月まで
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私が、昭和 59 年頃 A 局のアルバイトをしていたときに、親に勧められ国民年金の加入手続をし、遡って 20 歳までの国民年金保険料を B 区役所 C 出張所の窓口で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 59 年頃、国民年金の加入手続を行い、遡って 20 歳からの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳について、59 年頃国民年金の加入手続をした際に交付を受けた年金手帳としているものの、同手帳は、61 年 4 月以降に使用されている様式の手帳であり、申立人が当該手帳以外に手帳の交付を受けていないとしていることから、61 年 4 月以降に国民年金の加入手続をしたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和 61 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が所持している領収証書により申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを確認できるが、申立期間

②の保険料を納付した昭和 62 年 3 月 13 日時点では既に時効になっていたことから、申立期間②の保険料を 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料に充当したことが、オンライン記録及び申立人が所持している国民年金過誤納保険料充当通知書により確認できる。

3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 47 年 7 月 1 日に A 機関の臨時職員に採用され、その時に、同期間人事担当者（B 課）から「正規職員になるまでは、健康保険と年金は、自分で在住の市役所で手続きしてください。」と説明を受けたので、私の住所地である C 市役所（現在は、D 市 E 区役所）へ行って国民年金の加入手続きをして、同時に国民年金保険料を窓口で納付したはずである。C 市役所にはその記録が無いということであるが、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 7 月 1 日に A 機関の臨時職員に採用され、その時に、同機関人事担当者から「正規職員になるまでは、健康保険と年金は、自分で在住の市役所で手続きしてください。」と説明を受け、C 市役所で国民年金の加入手続きをし、同時に国民年金保険料を窓口で納付をしたはずであるとしている。しかしながら、申立人は、C 市役所で国民年金加入手続きをした時の状況や納付をした国民年金保険料の金額及び納付をした時の状況についての記憶が明確でなく、国民年金の加入手続き及び保険料の納付の状況が不明である。

また、当委員会において「国民年金手帳記号番号払出簿」（紙台帳）の閲覧調査及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上申立期間の保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から9年6月まで

海外留学から帰国した後の平成7年6月か7月頃、母親の勧めにより国民年金の加入手続をしに行った。その時に20歳から帰国する7年まで不在だったことを証明するため、パスポートの写しを求められた記憶がある。7年9月から働き始めたが初めのうちは厚生年金保険に入れないうことだったので、引き続き国民年金に加入していた。厚生年金保険に加入する9年7月までは収入も少なかったため、保険料は毎月父から年金代としてお金をもらい、銀行や郵便局に自分で納付しに行っていた。納付書は一組みごとに納付期限が書いてあったことや、納付後に半券のようなものを受け取った記憶もある。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外留学から帰国した後の平成7年6月か7月頃、国民年金の加入手続をし、納付書は一組みごとに納付期限が書いてあったことや保険料を納付した後に半券のようなものを受け取った記憶もあるとしている。しかしながら、申立期間当時のA市（現在は、B市）の納付書は1枚の書面上に毎月の領収印を押していく様式であることから、申述と符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、国民年金被保険者資格を平成15年8月20日に外国からの転入を理由として取得し、その時点で申立期間の記録が追加され未納期間になったことが確認できることから、申立期

間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できず、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

加えて、口頭意見陳述により、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい申述や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年8月から61年3月まで

私は、年金手帳をもらった時期及び納付した金額は不明だが、納付できる分については遡って国民年金保険料を納付した記憶だけはある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を遡って納付したとしているものの国民年金の加入手続及び保険料の納付について全く覚えていないとしており、これらの状況が不明である。

また、申立人は、今までに交付された年金手帳は1冊だけだとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から昭和61年9月頃払い出されたと推認され、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成元年 8 月まで
昭和 61 年 6 月から平成元年 5 月頃まではアルバイトをしていたが、元年 6 月に A 会社に就職した。その会社は厚生年金に加入していなかったため、その年の 6 月から 9 月の間に国民年金への加入手続を母にしてもらった。その際にそれまでの未納分を一括で 30 万円くらい郵便貯金から引き出して、母に渡して納付してもらったはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 6 月に会社に就職した後、国民年金への加入手続をその母にしてもらい、それまで未納であった保険料をその母に渡して納付してもらったとしているが、その母は、申立人に係る国民年金への加入時期、保険料の納付時期、納付金額及び納付期間の記憶が明確ではないことから、申立人のこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から平成 3 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から50年3月まで

私と二人の妹は、20歳からは国民年金に加入していなかったため、父に勧められ昭和50年前後に3人でA区役所B事務所へ手続きをしに行った。その時、「3年分をまとめて納付すれば20歳から全部納付したことになります。」と窓口の50歳代くらいの男性から言われたため、一度家に戻り、再度国民年金保険料12万円前後を納付しに行った記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年*月からは国民年金に加入していなかったため、その父に勧められ50年前後にA区役所B事務所で加入手続きを行うとともに3年分の保険料12万円前後を納付したとしている。しかしながら、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額とは相違し、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期及びA区国民年金被保険者名簿の備考欄に「昭和51.12.24日取得届受付第1202号」と記載されていることから、51年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、49年8月以前は時効により保険料が納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は73か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 61 年頃に国民年金保険料を 40 万円から 50 万円くらいま
とめて A 銀行（現在は、B 銀行）C 支店又は D 金庫 E 支店で納付した。
申立期間の保険料が未納及び未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 61 年頃に国民年金保険料
を 40 万円から 50 万円くらいまとめて A 銀行 C 支店又は D 金庫 E 支店で納
付したとしているが、61 年頃は特例納付の実施時期ではなく、申立期間
の保険料を遡って納付することは制度上できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者
の資格取得時期から、平成元年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時
点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である
上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人
に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう
かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間、49 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 49 年 9 月から同年 12 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

国民年金には 20 歳になった昭和 47 年*月頃、親に勧められて私が加入手続をした。

私は、親から年金の大切さを聞いていたので、国民年金保険料を納付しないということは絶対にないと思う。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、20 歳になった昭和 47 年*月頃、親に勧められて申立人が国民年金の加入手続をして、申立期間①についてはその母が保険料を納付し、申立期間②及び③については、申立人が保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金への加入時期及び申立期間①、②及び③の保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 6 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 58 年 6 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 10 月まで

私の家では父が家族の国民年金の加入手続及び保険料納付を全て行ってくれていた。私は 20 歳の時は学生で卒業後はアルバイトをしていたので、父が私の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたはずであり、申立期間①が未加入期間となっていることに納得できない。

また、私は昭和 63 年 4 月に A 地で B 員になり平成元年 10 月まで C 組合に加入したが、その 19 か月間について父が国民年金保険料を D 地で重複納付していたことも考えられる。申立期間②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。納付された保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 55 年*月に 20 歳になった頃にその父が国民年金の加入手続をしてきていたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父は既に他界している上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 58 年 7 月頃に払い出されたものと推認され、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間であ

る。

- 2 申立人は、A地でB員になりC組合に加入していた昭和63年4月から平成元年10月までの期間については、その父が国民年金保険料をD地で重複納付していることも考えられるとしているが、申立人のE市F区の戸籍の附票から、申立人は、昭和63年3月29日にA地G郡H町に住所変更していることが確認できる上、E市F区の収滞納リスト及びオンライン記録から、63年4月に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間②の保険料をD地で納付することはできない。
- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月13日から32年7月11日まで
② 昭和37年4月12日から同年12月31日まで
③ 昭和37年12月31日から42年1月24日まで
年金事務所の記録では、昭和42年10月3日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A所を辞めるとき脱退手当金をもらったこともその説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の最終事業所を退職後の昭和42年5月31日に氏名訂正が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年10月3日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和42年10月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで
現在、A 会での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿の氏名は、昭和 46 年 10 月 25 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 11 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 46.10.25 退」の表示が記されているとともに、申立期間に係る支給決定日は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 11 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 39 年 9 月 6 日まで
年金の手續に社会保険事務所（当時）に行ったときに、A 株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給したことになると言われたが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 43 年 10 月 29 日付けで申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されているとともに、同名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたものと考えるのが自然であり、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで
昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 2 月 28 日までの間、A 株式会社に勤務し、B 及び C などの業務に従事したが、この間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が記憶している事業主名、事業所所在地、同僚名及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時に被保険者記録のある元同僚6人に照会し、回答のあった5人中3人の元同僚が、「入社後、一定期間の試用期間があり、その後正社員となった時点から厚生年金保険に加入する雇用条件となっていた。」と供述し、これらの者の入社日と厚生年金保険の加入日との関係を照合したところ、このうちの一人は、入社したとする日の1年後に資格を取得していることが確認できる上、申立人が一緒に勤務したと申述する同僚について、A株式会社に於ける被保険者記録は確認できない。

また、A株式会社は、「人事関係資料が保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間におけるA株式会社に於ける健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に於ける社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保

除料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 11 日まで
A株式会社B支店に昭和 41 年 9 月 1 日から勤めたが、日本年金機構の記録では、42 年 8 月 11 日から厚生年金保険に加入した記録となっている。調査の上、正しい取得日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が発行した社内報の記述及び同社B支店に勤務していた複数の同僚の供述から、入社月は特定できないものの、申立人が昭和 41 年から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の社会保険の適用について「営業職の場合は、入社当初は委託契約であり、実績が評価されれば雇用契約を結び、正社員になることができた。その際に厚生年金保険に加入させていた。ほとんどの営業職は、正社員になるまでに半年以上かかっていた。一度正社員になっても、成績が下がると雇用契約から委託契約になることもあった。」と供述している。

また、申立期間当時、同社の別事業所に勤務していた複数の事務職の同僚は、「事務職の場合は、入社当初から厚生年金保険に加入していたが、営業職は入社時に委託契約を結び、その後成績が良くなれば正社員として雇用契約を結ぶことになる。その際に厚生年金保険に加入していた。入社当初からどんなに成績が良くても、最低半年以上は正社員になることは無かった。」と供述している。

さらに、営業職の複数の同僚は「自分の厚生年金保険の記録よりも一年くらい前から勤務していたが、最初は正社員ではなく、委託契約であったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と事務職の同僚とともに

事業主の回答を裏付ける供述を行っている上、申立人と同様に営業職であったことが確認された二人は、入社から約1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、営業職について、採用後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで
② 昭和 31 年 7 月 11 日から 31 年 9 月 12 日まで
年金事務所からの連絡により、A所における厚生年金保険の記録が1か月であることを知った。実際には1年以上勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、事業主の親族の供述から、申立人は期間の特定はできないものの、A所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録では、A所は昭和 46 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及びその後継者である長男は既に他界していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚については、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、事業主は当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

A組合B支部において平成20年6月30日に支給された期末・勤勉手当が、担当者の計算誤りで少なく支給され標準賞与額12万2,000円として記録されている。後任の担当者が誤りに気づき差額を支給されたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初12万2,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月に12万2,000円から40万9,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(40万9,000円)ではなく、当初記録された標準賞与額(12万2,000円)となっている。

一方、A組合B支部は、「平成20年6月30日に申立人に係る期末・勤勉手当12万2,821円支給したが、その後、後任の担当者が誤りに気づき、訂正後の期末・期末勤勉手当40万9,406円との差額28万6,585円を23年2月21日に支給した。」と回答しているものの、事業主は、「当該差額を支給する際に厚生年金保険料の差額分は控除していない。」と回答している上、事業主が提出した申立人に係る総合振込データ一覧表から、申立人の預金口座に当該期間における社会保険料の差額分を含む28万6,585円が平成23年2月21日に振り込まれていることが確認できる。

また、上記一覧表等を基に算出した申立期間の賞与額及び厚生年金保険料に見合う標準賞与額は、オンライン記録で確認できる標準賞与額と一致

している。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、前述のとおり、当該期間の厚生年金保険料額及び賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録から確認できる標準賞与額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5628 (事案 1660 及び 4213 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月16日から同年10月1日まで
前回、株式会社Aに勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入記録が無い期間として、昭和26年6月16日から同年10月1日までの期間を再度申し立てたが、認められなかった。その認めない理由について承服することができない。当該期間について再度申立てを行うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月7日付け及び22年9月22日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、前回までに照会を行った者二人を含む13人の同僚に照会したところ、回答のあった7人からは申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることができなかった。

また、申立人が資格を喪失した昭和26年6月16日と同日付けで資格を喪失し、同年8月1日までの2か月間の記録が無い同僚は、「入社間もなく給料の遅配、欠配があったり、他社に派遣されたことがあり、記録が抜けているのはこれらが関係していると思う。抜けている人はたくさんいるのではないか。」と供述しているほか、複数の同僚が、当時、会社の経営は厳しかったと供述している。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同

社が適用事業所となった昭和 24 年 1 月 1 日から申立人が資格を取得した 26 年 3 月 1 日までに資格を取得した被保険者 222 人中 106 人が 26 年中に資格を喪失し、うち 24 人が申立人と同一日（同年 6 月 16 日）に喪失していることが確認できる。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5629 (事案 4143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から36年2月28日まで

A社会保険事務所(当時)に行き、自分の年金記録を確認したところ、株式会社Bの厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給済みとのことだった。納得がいかなかったため、C社会保険事務所(当時)に調査を依頼したが、回答が無いので、第三者委員会に申立てをすることにした。前回、記録の訂正は認められないとのことだったが、納得がいらず、いまだに社会保険事務所からも回答が得られないので、再度、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間に係る事業所を昭和36年2月に退職した後、国民年金及び厚生年金保険の加入歴が無く、平成6年8月22日に脱退手当金の支給決定が行われた当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難いこと、受給権が発生しない申立人が脱退手当金を請求することに不自然さやうかがえないこと、及び申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、「一時金は受給しておらず、C社会保険事務所に調査を依頼したが、未だに回答が無いので、再申立てをすることにした。」との申立てをしているが、D年金事務所に照会したところ、同事務所は、「脱退手当金請求書は、平成7年5月支払分以

前は保有しておらず、申立案件に係る脱退手当金支給関係資料等については、保管している書類は確認できない。」と回答しており、新たな資料や供述を得ることはできない。

また、申立人は既に死亡しており、当時の状況等について新たに確認することができないほか、申立期間について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 25 日から同年 6 月 22 まで
② 昭和 32 年 10 月 24 日から 34 年 12 月 20 日まで
③ 昭和 34 年 12 月 21 日から 39 年 6 月 21 日まで

平成 22 年 9 月に日本年金機構からはがきが届き、A株式会社及びB株式会社C工場における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給された記録になっていることを初めて知った。同社を辞めた後はすぐに再就職もしており、自分は脱退手当金を請求したことも受給したことも無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に誤りは無く、昭和 40 年改正法附則 17 条の規定に基づき、申立人に脱退手当金の受給権が発生した約 3 か月後の 40 年 9 月 9 日に支給決定されているほか、申立人の被保険者台帳には脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月18日から41年8月21日まで
② 昭和42年10月1日から43年5月27日まで

日本年金機構の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っているとのことであるが、脱退手当金について請求し、受領した記憶は無い。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の氏名は事業所を退職した約2か月後の昭和43年7月18日に旧姓から新姓に氏名変更されており、オンライン記録から、当該氏名変更の5日後である同年7月23日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、脱退手当金の支給を意味する「脱退43.6.21」のスタンプが押印されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 2 日から 37 年 4 月 16 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A株式会社を退職したあとに脱退手当金を請求したこととなっているが、そのようなもの自体今まで知らなかった。今回、日本年金機構から、このような記録になっているとの通知があり、大変驚いている。私は絶対に受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がある上、支給金額に計算上の誤りは見当たらない。

また、申立期間②の事業所（A株式会社）で払い出された厚生年金保険被保険者記号番号は、当初は申立期間①の事業所（B株式会社）で払い出された厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号であったが、申立人が申立期間②の事業所を退職した後の昭和 40 年 6 月 18 日に重複取消処理により申立期間①の事業所で払い出された厚生年金保険被保険者記号番号に統合されたことが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年 9 月 7 日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複取消が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人に照会しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 10 日から 44 年 1 月 1 日まで
日本年金機構から、脱退手当金を受け取っているという旨のはがきを送られてきたが、私は受け取った記憶が無い。納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A株式会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、およそ2か月後の昭和44年3月18日に支給決定されているほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を請求及び受給した記憶が無いというほかに請求及び受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
年金事務所の記録では、昭和 41 年 4 月 14 日に脱退手当金を受領したことになっているが、株式会社A（後に、株式会社B）を辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受領したことも無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 36 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）で老齢年金の請求手続をしたときに、申立期間の脱退手当金を受給したことになることを初めて知った。

しかし、当時、脱退手当金制度があったことも知らないし、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 1 月 31 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 15 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 8 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者のうち一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 12 月 31 日まで
国 (厚生労働省) の記録によると、A株式会社の代表取締役社長として勤務していた期間のうち、平成 6 年 7 月から 7 年 11 月までの標準報酬月額が減額訂正されているが、標準報酬月額が違っていると思うので、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤めていたA株式会社は、オンライン記録から、平成 7 年 12 月 31 日 (B担当役員一人のあっせん訂正後は 8 年 1 月 23 日) に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の 6 年 7 月の再取得時、7 年 1 月の随時改定時及び同年 10 月の定時決定時の標準報酬月額が、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 12 月 31 日以後の 8 年 1 月 23 日付けで 6 年 7 月から同年 12 月までは 47 万円から 28 万円に、また、7 年 1 月から同年 11 月までは 59 万円 (厚生年金保険の最高額) から 28 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険料の滞納について、回答のあった同社の役員及び社員は、「当時の経営状態は悪く、平成 7 年 12 月以降については厚生年金保険をはずれ、国民年金に切り替えるよう社長から説明があり、社会保険事務所 (当時) に対する訂正処理の手続や書類の作成は、事業主及び総務・経理担当役員が行っていた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 8 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 11 月 5 日から 46 年 9 月 20 日まで
③ 昭和 47 年 5 月 1 日から 48 年 7 月 21 日まで
④ 昭和 48 年 7 月 30 日から 52 年 4 月 15 日まで

厚生労働省の記録によると、申立期間において脱退手当金が支給されていることになっているが、もらった記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び添付された退職所得申告書等の書類には、申立人の署名押印があること並びに同裁定請求書の職歴の欄に、申立期間に係る職歴の記載があることが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
厚生労働省の記録によると、申立期間において脱退手当金が支給されていることになっているが、もらった記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 15 日後の昭和 39 年 11 月 16 日に支給決定されており、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 16 日から 40 年 11 月 16 日まで
日本年金機構のはがきで、A 株式会社に勤めていた期間の脱退手当金が支払われていることになっているが、脱退手当金を受取った覚えが無いので、調査して厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 12 日まで
平成 23 年 1 月に年金事務所で、申立期間の脱退手当金が昭和 40 年に支給されていると言われたが、当時は実家において、そのような郵便等を受取ることなどなかった。私は脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 4 月 6 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、同年 2 月 10 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年春頃から24年春頃まで
② 昭和24年春頃から27年春頃まで
③ 昭和31年頃から32年頃まで

申立期間①は、A株式会社に事務員として勤務し、申立期間②は、株式会社BにCの仕事をして勤務し、申立期間③は、株式会社Dに事務員として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、事業所記号順索引簿及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社は昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主の所在は不明であるため、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和23年10月1日に同社は適用事業所になっており、申立期間①のうち同年9月30日以前の期間は適用事業所でないことが確認できる上、同名簿では申立期間①に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

2 申立期間②について、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、株式会社Bは昭和39年10月29日に適用事業所でなくなっており、当

該期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿は保存されておらず、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態及び事業主による保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

また、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

- 3 申立期間③について、同僚の供述により期間の特定はできないものの、申立人が株式会社D（現在は、株式会社E）に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同社の申立期間当時の事業主は亡くなっており、現在の事業主は、申立てに係る関連資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用については不明としている上、同僚からも申立人の当該期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、株式会社Dに係る適用事業所名簿及びオンライン記録では、同社は昭和 32 年 5 月 1 日に適用事業所になっており、申立期間③のうち、同年 4 月 30 日以前の期間は適用事業所ではないことが確認できる上、同名簿では、適用事業所になった同年 5 月 1 日以後の申立期間③に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

- 4 加えて、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月21日から29年1月5日まで
② 昭和39年4月1日から40年4月1日まで

申立期間①については、昭和27年2月1日から29年4月24日までA株式会社でBとして勤務していたが、申立期間①が厚生年金保険に未加入になっている。

また、申立期間②については、昭和39年4月1日から42年5月1日まで株式会社C（現在は、D株式会社）E工場でBとして勤務していたが、申立期間②が厚生年金保険に未加入になっている。

保険料は控除されていたと思うので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「父親がFの製造販売を行っており、自分も父親の事業が忙しい時は手伝っていた。A株式会社を一旦退職し、父親の事業を手伝った後再入社している。父親の事業を手伝った期間が不明なので申立てをした。」と供述している。

また、被保険者期間のある同僚5人に照会し、3人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人は、申立期間①に会社に出入りはしていたが、Gで自宅でも事業をしており一般社員、工員と異なり請負契約であったと思う。また、一般社員や工員にはタイムカードがあったが、申立人には無かったと思う。」と供述しており、残りの二人は、「申立人の記憶が無いが、当時は試用期間が3か月ほどあり、この間は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①に係

る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は、A株式会社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

2 申立期間②について、申立人は、昭和39年4月1日から42年5月1日まで株式会社CのE工場にてBとして勤務していたと主張している。

しかしながら、適用事業所名簿によると、株式会社CのE工場が適用事業所になったのは昭和40年1月5日であり、適用事業所でなくなったのは42年5月1日であることが認められる上、同僚の提出した同社総務部発行の通知文によると、株式会社CのE工場の操業開始は40年1月5日からである。

また、D株式会社の提出した申立人の社員カードによると、入社日は昭和40年4月1日と記載されている上、同社の提出した人員編成表に申立人の名前が認められるのは、40年5月1日付け以後のものからとなっていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、被保険者期間のある同僚15人に照会して11人から回答があり、そのうちの4人が「株式会社CのE工場は、昭和40年1月から操業を開始したので39年中は厚生年金保険の被保険者はいない。」と供述している上、回答のあった者のうち5人が、「入社後に試用期間が3か月から9か月ほどあって、その期間は社会保険に加入できなかった。」と供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、昭和36年4月1日から40年4月1日まで国民年金の被保険者資格を取得しており、36年4月から39年12月まで保険料を納付済みであり、40年1月から同年3月までは未納付であることが認められる。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5650 (事案 1361 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
昭和 39 年に本採用になり、厚生年金保険に加入したはずである。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人が記憶していた同僚からは、関連資料及び具体的な供述を得ることはできなかったこと、ii) A株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠落も無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無いこと、及びiii) A株式会社では、人事記録等の申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 11 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、A株式会社(昭和 37 年 3 月*日まではB株式会社)の工場と寮があったとするC区内の土地の登記簿謄本を提出しているものの、複数の同僚は、申立期間当時、A株式会社の工場は、D区からE市に移転していたと供述している。

また、新たに照会した複数の同僚の同社に係る雇用保険の加入記録は、申立人と同様に厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、同僚からは、申立人の厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 8 日
② 平成 16 年 7 月 9 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日

自分がA株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①の賞与記録が無く、申立期間②及び③の標準賞与額が 75 万円となっているが、申立期間①は 135 万円、申立期間②は 100 万円及び申立期間③は 120 万円の賞与が支給され、当該賞与から、申立期間①は標準賞与額 135 万円に基づく保険料、申立期間②は標準賞与額 100 万円に基づく保険料及び申立期間③は標準賞与額 120 万円に基づく保険料がそれぞれ控除されていたので、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書の記載から、申立期間①は 135 万円、申立期間②は 100 万円及び申立期間③は 120 万円の賞与が申立人に支払われ、当該賞与から、申立期間①は標準賞与額 135 万円に基づく保険料、申立期間②は標準賞与額 100 万円に基づく保険料及び申立期間③は標準賞与額 120 万円に基づく保険料がそれぞれ控除されていた事実が確認できる。

しかしながら、年金事務所の記録では、全ての申立期間の標準賞与額について遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

また、A株式会社に係る商業登記簿から、平成 8 年 11 月 * 日から 15 年 2 月 * 日まで同社の取締役だったことが確認できる申立人は、14 年 12 月まで総務部長だったとしており、申立期間当時についても、給与計算及び社会保険事務手続等を行う総務部に所属していたとしているところ、事業主も、「申立期間当時、申立人は経理や社会保険の届出に参与し、後任の

担当者に指示やアドバイスをしていたと思う。」と供述していることから、当該社会保険に係る事務について、申立人が関知せず行われたとは考え難い。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、全ての申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 10 日から同年 12 月 20 日まで
② 昭和 40 年 1 月 6 日から 41 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 1 月 25 日まで

平成 22 年 9 月頃、脱退手当金を受け取ったかどうかの確認についてはがきが届き、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について脱退手当金は受け取っていないと主張しているが、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間③の後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 28 日から 41 年 1 月 21 日まで
年金事務所の記録では、昭和 41 年 10 月 11 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A株式会社を辞めるとき脱退手当金をもらった覚えは無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和41年10月11日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に事業所で社会保険事務を担当していた同僚の、「退職者個人々に脱退手当金の説明を行い、受給希望者の書類に記入し本人に印鑑をもらって請求手続を行っていた。」との供述や、複数の同僚の「会社は脱退手当金の説明を行っていた。脱退手当金を受給することは個人の選択だった。」との供述を踏まえると、事業所による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 7 日から 40 年 3 月 16 日まで
年金事務所の記録では、昭和 40 年 4 月 24 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A株式会社を辞めるとき脱退手当金をもらったことも説明を受けたことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年3月の前後2年以内に資格喪失した者17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む13人に脱退手当金の支給記録があり、うち10人が5か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

A株式会社を昭和 42 年 3 月末に退職する際に、B課の担当者から説明を受けて、厚生年金保険を脱退する手続きをしたが、脱退手当金の受領を知らせる書類が自宅に届かなかつたし、金融機関等で受領の手続きをした記憶も無いので、脱退手当金は受領していない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社の申立期間当時の同僚に照会したところ、複数の同僚が「会社の担当者から脱退手当金の説明を受け、社会保険事務所（当時）で手続きを行い、脱退手当金を受領した。」及び「会社で脱退手当金の手続きを行い、後日、社会保険事務所からハガキが来て、金融機関で脱退手当金を受領した。」と供述しており、申立人の「退職時に厚生年金保険の脱退の手続きを行った。」との供述を踏まえると、申立人についても、脱退手当金請求書を自ら又は事業所を通じて提出し、後日、金融機関等で受領したと考えるのが自然である。

また、A株式会社に係る申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金の支給額に誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から45年5月10日まで
A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険料が昭和45年9月10日に脱退手当金として支給されたことになっているが、この脱退手当金を受給した記憶は無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となつてから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでに、脱退手当金の受給資格のある者は申立人を含め5人認められるが、そのうち4人について脱退手当金が支給され、うち3人は資格喪失日から4か月以内に脱退手当金が支給されている記録となつており、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した約半年後に当該資格を喪失した脱退手当金の受給資格のある同僚が「専務が社会保険手続をするようになり、厚生年金の手続に不慣れであつたため、脱退手当金の手続をしなくて申し訳なかつたと言われた。」と述べていることから、A株式会社では申立人が被保険者資格を喪失した時期まで、脱退手当金について代理請求を行う取扱いであつたことがうかがえる。

また、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」印が表示されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和45年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。